

平成22年7月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 吉田勝行

平成22年(レ)第49号 貸金請求上告事件(原審・前橋地方裁判所平成21年(レ)第55号)

判 決

群馬県

上 告 人
同代表者代表取締役

群馬県

上 告 人

群馬県

上 告 人

上記3名訴訟代理人弁護士

同

小 磯 正 康
齋 藤 守 永

滋賀県草津市西大路町1-1

被 上 告 人
同代表者代表取締役

株 式 会 社 シ テ イ ズ
若 松 一 義

主 文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告人らの上告理由について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らして、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、独自の見解に基づき判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるとしてこれを論難するものにすぎず、採用することができない。

よって、本件上告は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり



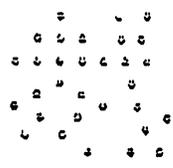
判決する。

東京高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官 原 田 敏 章

裁判官 北 村 史 雄

裁判官 加 藤 謙 一



平成21年(レツ)第1号貸金請求上告事件

上告人



被上告人 株式会社シテイズ

上告理由書

平成22年4月20日

東京高等裁判所 御中

上告人3名訴訟代理人弁護士
同 弁護士

小磯 正 康
齋藤 守 永



当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

上記当事者間の前橋地方裁判所平成21年(レ)第55号貸金請求控訴事件の判決について、上告人らは次のとおり上告理由書を提出する。

上告の理由

- 1 原判決は、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。
すなわち、原判決は、被控訴人会社(上告人会社)の行った制限超過利息の支払が、貸金業法43条1項にいう任意にされたものであるとしている。しかし、以下に述べるとおり、被控訴人会社(上告人会社)の行った制限超過利息の支払いは、貸金業法43条1項にいう任意になされたものでなく、原判決は判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

- 2 債務者が事実上にせよ強制を受けて利息制限法に定める利息の制限額を超える金額の支払をした場合には、制限超過部分を自己の自由な意思によって支払ったものということとはできず、貸金業法43条1項の適用要件を欠くことになる（最高裁平成18年1月13日判決参照）。

そして、上告人らと被上告人との取引については、その充当特約において（乙1の第8項）「弁済金は約定利息、損害金、元金の順」に充当されると定められている。したがって、上告人（以下「上告会社」という。）が利息制限法に定める利息及び元金を支払った場合には、まず約定利息に弁済金が充当されその後元金に充当されることから、元金が全額弁済されないことになる。このように元金の全額弁済が行われなくなると、上告人らと被上告人との間の期限の利益喪失約款（乙1の第16項）により「元金の支払が遅滞したとき」となり、期限の利益が喪失することとなってしまう。このため、上告会社は、期限の利益を喪失しないために、約定通りの制限超過利息及び元本の支払いをせざるを得なくなり、事実上支払を強制されたものであって、任意に支払ったものとはいえない。

この点原判決は、本件充当特約が充当の順を定めただけであり、元本と併せて利息制限法に従った制限利息のみの支払を躊躇させるものとはいえないとするが、上記のとおり、上告会社が元金及び制限利息のみを支払った場合には、本件充当特約の結果、元金の支払が遅滞し、期限の利益が喪失する結果となるのであるから、上告会社が元金及び制限利息のみの支払をすることを躊躇するのであって、原判決の判断は妥当でない。

- 3 以上の点からみて原判決は違法であり、破棄されるべきである。

以上

これは正本である。

平成22年7月27日

東京高等裁判所第8民事部

裁判所書記官 吉田 勝

